

〔保護者控〕

保育所等の利用申込書類預かり書（兼）重要事項確認書

市受付印

記入見本

利用申込みに必要な書類をお預かりしました。内容の確認及び審査は後日改めて行います。

内容の確認及び審査において提出書類に不備等があった場合は、期限を設けて修正や再提出の連絡をすることがあります。指定の期限までに修正・再提出がない場合には、利用調整を行えません。

〔重要事項〕

- ① 保育を必要とする事由が就労予定、妊娠・出産、求職活動等の場合、定められた期間で教育・保育給付認定の有効期間が終了します。教育・保育給付認定の有効期間が終了する場合は、以後の保育の必要性が確認できないため、入所中の場合は退所、保留中の場合は利用調整の対象外となります。
※保育を必要とする事由が妊娠・出産の場合、教育・保育給付認定の有効期間終了後はいかなる場合も退所となります。
- ② 「就労証明書」を勤務予定で提出された場合、勤務開始後に改めて勤務していることがわかる「就労証明書」を提出してください。（入所中の方は教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の15日まで、申込中・保留中の方は認定期間が終了する月の10日までに提出）
- ③ 利用申込み時点の保育を必要とする事由が就労であっても、入所を希望する月に産前・産後休暇または育児休業を予定している場合、その旨を申し出て、幼児保育課の指示に従ってください。
- ④ 育児休業からの復職に伴うきょうだい同時申込みで、きょうだいのどちらかが入所決定した際は、入所月の翌月15日までに必ず職場復帰する必要があります。職場復帰後に改めて復帰していることがわかる「就労証明書」を提出してください。
- ⑤ 育児休業からの復職に伴う申込みで入所決定し、自己都合で元の職場に復職しない場合（転職も含む）は、入所決定を取り消す場合があります。
- ⑥ 入所決定を辞退した場合、次回から辞退するごとに利用調整指数の減点を行います。（当該年度のみ）
- ⑦ 利用申込は年度ごとに必要です。

〔注意事項〕

- ① 世帯状況（住所、家族構成、就労内容、保育を必要とする状況等）が変わった場合は、速やかに「教育・保育給付認定（変更申請書・申請内容変更届）」等を提出してください。また令和3年度利用申込み（既に申請中の方を含む）と令和4年度利用申込みを併せて行う方は、書類提出の際に、「教育・保育給付認定（変更申請書・申請内容変更届）」の提出がない限り、他年度の利用申込みの申請内容には反映されません。
（※保育所等を利用中の児童を除く）
- ② 入所が決定したら、その後は世帯状況等に変更がないか確認（現況確認）を行います。その際、改めて「就労証明書」等を提出していただきます。
- ③ 保育料は、3歳児以上は無償です。3歳児未満の子どもの保育料は、世帯の市町村民税額により算定します。離婚後も児童と同居している場合や、別居していても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の市町村民税額を合算し保育料を算定します。
（以下、3歳児未満の子どもの保育料について）
- ④ 父母の所得状況に応じて同居している祖父母等の市町村民税額を合算し保育料を算定することがあります。
- ⑤ 市外から転入された場合、保育所等入所決定後、保育料を算定するための所得・課税証明書の提出を求めることがあります。所得・課税証明書を期限内に提出していただけない場合は、暫定的に最高階層の保育料で決定します。
- ⑥ 教育・保育給付認定に必要な保護者の市町村民税課税情報及び世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した保育料について、各保育所等に対して提示します。

上記内容について理解し、「就労証明書」等の提出書類についても、事前に誤りがないことを確認しました。
なお、上記、重要事項に反することがあった場合、入所決定の取り消しや退所となっても異議ありません。

加古川市長 様

令和 3年 10月 4日

保護者氏名（自署）

加古川 太郎